

令和4年4月

保護者のみなさま

横浜市教育委員会

## 横浜市学力・学習状況調査の全面改訂と取扱いについて

日頃より本市の教育施策にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、児童生徒の学習改善や学校の指導改善に生かすことを目的として、平成17年度から横浜市で毎年実施している「横浜市学力・学習状況調査」は、このたびの学習指導要領の改訂を受けて、全面改訂を行いました。主な改訂点と結果の取扱いは以下のとおりです。

今後も、子どもたち一人ひとりの資質・能力の育成に資する調査となるよう、学校における授業改善に生かしていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。なお、これまでどおり、本調査の結果を日々の学習評価の資料にしたり、入学試験等の進学に関わる資料にしたりすることは一切ありません。

### <主な改訂点・変更点>

- 新学習指導要領に準拠し、「どれだけ理解しているか」を問う調査から「理解していることをどのように活用できるか」を問う調査にします。
- 実施時期が4月下旬になります。
- 令和5年度の調査から、小学校6年生の実施教科に「外国語」を加えます。
- 小中9年間を通して使用する個人番号を全児童生徒に固有の番号として付番し、一人ひとりの学力がどのくらい伸びたのかを、9年間継続して把握できるようにすることで、一人ひとりに応じた指導・支援に生かします。
- 調査の結果は個票の形で返却しますが、調査問題や解答用紙の返却は行いません。

### <個人番号の取扱い>

- 中学校を卒業するまでは、学校で番号を管理し、中学校卒業後に番号は破棄します。
- 市内での転出入時には番号を引き継ぐことで、結果のデータが途切れないようにします。
- 番号管理は各学校が行いますので、個人が特定できる個人情報として、教育委員会も含め、外部で取り扱われることはありません。

### <結果の取扱い>

- 小中学校間では、個人番号を引き継ぐことで、調査結果を共有します。
- 横浜市教育委員会では、教育施策に生かしたり、多面的な分析や研究を行うことで横浜市全体の学力向上を図ったりするため、集計結果データを大学や企業等の研究機関と共有することがあります。その場合でも、個人情報が特定されることは一切ありません。

教育課程推進室

電話 671-3732